

平成30年度半田市障がい者自立支援協議会

第6回現場職員向け研修ダイジェスト

発行元：半田市 平成30年11月

現場職員向け研修では、福祉事業所などで働く職員に対して、利用者の障がい特性や支援のポイントを学んでいただくための研修を行っています。

第6回研修では、一ノ草病院において精神疾患の方々への支援を行われている吉川氏より、精神障がいの症状や抱える問題、支援方法について事例を交えてお話いただきました。

■講師：吉川 真由美（精神保健福祉士）

■日時：平成30年11月5日（月）10時00分～12時00分

■場所：半田市役所 大会議室

■参加人数：60名



精神障がいとは？

障害者基本法においては、統合失調症、精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有するものを**精神障がい**、その精神障がいがあることにより、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものを**精神障がい者**としています。

支援につながるポイント

病名=症状ではない

病名が同じであっても、その症状のあらわれ方や生活への影響が異なります。また、処方されている薬も、その人の状態を表しているわけではありません。

精神障がい者とまとめるのではなく、ひとりの人間であることを大切に考え、その人にとっての適切な支援を考えることが重要です。

事例検討（グループワーク） —どんなかかわりや支援を考えますか？—

ケース① 40歳女性 統合失調症

23歳頃から幻覚、妄想状態となり、仕事では男性とのトラブルから辞めることが多く、仕事が続かない。

【受講者】

- ・本人が抱える不安要素を取り除く
- ・現在の状況に至る原因を掘り下げる

【講師】

- ・病状を可視化し、陽性症状が出た時の対処方法を考える

ケース② 40歳男性 統合失調症

幻聴、被害妄想の症状があり、就労継続支援B型を利用するが継続することが難しい。

【受講者】

- ・仕事への思い、目標、楽しみを確認する
- ・家族からのアプローチ方法を考える

【講師】

- ・生活リズムを整える
- ・仕事を続けるための動機を再確認する

ケース③ 60歳男性 統合失調症

強迫症状や被害妄想があり、一緒に暮らす家族は毎日意味不明な言葉をかけられ疲弊状態。家族に対しての支援や助言。

【受講者】

- ・ショートステイなど、気分転換できる機会を設ける

【講師】

- ・折り合いをつけられる所を探り、すべてを無理に対処せず、できないことは伝える



お問い合わせ先

半田市障がい者相談支援センター（青木・森）

TEL：0569-21-5585

半田市 地域福祉課（杉浦（郁）・杉浦（友））

TEL：0569-84-0643